

令和 2 年度第 2 回庁議提案 審議・**報告**・その他

提出日：令和 2 年 4 月 28 日

担当部・課：健康部介護保険課〔内線 2432〕

①件名
介護保険第 1 号被保険者の低所得者軽減強化に伴う保険料の減額について
②施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）による介護保険法の一部改正により、平成 27 年 4 月から消費税増税分を活用し、低所得者の保険料の軽減が一部実施された。 さらに昨年 10 月の消費税率 10% への引上げに伴い、令和元年度においては完全実施までの 2 分の 1 に相当する減額幅により低所得者の第 1 号保険料が軽減されていたが、今般、保険料軽減を完全実施するに当たり、その基準が国より示された。</p> <p>【目的】 介護保険第 1 号被保険者保険料の軽減策を実施することにより、低所得高齢者の経済的負担の軽減を図る。</p>
③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号） 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号） 介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号） 石巻市介護保険条例（平成 17 年条例第 165 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>
④提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>平成 27 年 4 月 10 日 「介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成 27 年政令第 211 号）」及び「介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の一部を改正する省令（平成 27 年厚生労働省令第 92 号）」の公布（平成 27 年 4 月 10 日施行）</p> <p>平成 31 年 3 月 29 日 「介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成 31 年政令第 118 号）」及び「介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の一部を改正する省令（平成 31 年厚生労働省令第 54 号）」の公布（平成 31 年 4 月 1 日施行）</p> <p>令和 2 年 3 月 30 日 「介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 98 号）」の公布（令和 2 年 4 月 1 日施行）</p> <p>31 日 石巻市介護保険条例の一部改正について専決処分（令和 2 年 4 月 1 日施行）</p>

⑤主な内容

【具体的な軽減幅】

段階	対象者	保険料基準額に対する割合 及び保険料		
		平成27年 4月～	平成31年 4月～	令和2年 4月～
第1段階	・生活保護受給者、世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市町村民税非課税かつ本人の年金収入等が80万円以下の者	0.45 31,860円/年	0.375 26,550円/年	0.3 21,240円/年
第2段階	・世帯全員が市町村民税非課税かつ本人の年金収入等が80万円超120万円以下の者	0.75 53,100円/年	0.625 44,250円/年	0.5 35,400円/年
第3段階	・世帯全員が市町村民税非課税かつ本人の年金収入等が120万円超の者	0.75 53,100円/年	0.725 51,330円/年	0.7 49,560円/年

※保険料基準額 70,800円/年（※第5段階保険料額）

※第1段階の者については、平成27年4月から既に保険料軽減を一部実施している。
(0.5から0.45に軽減)

⑥実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

第1号被保険者のうち低所得者の経済的負担の軽減を図ることが出来る。

【財源措置】

	該当者数（人）	軽減額（円）
第1段階	8,405	119,014,800
第2段階	3,996	70,729,200
第3段階	3,234	14,682,360
計	15,635	204,426,360

軽減された保険料について以下の財源措置

国：1/2（低所得者保険料軽減負担金）

県：1/4（低所得者保険料軽減負担金）

市：1/4

⑦他の自治体の政策との比較検討

他市町村においても、同様の改正を行なう。

⑧今後の予定及び施行予定年月日

石巻市介護保険条例の一部改正の専決処分について、次回開催される市議会に報告し、その承認を求める。

⑨その他